

# くらしの法律救急箱



## 第80回 「事実婚」とは

### 1 「事実婚」とは、「同棲」の違うはな

「事実婚」とは、婚姻届を提出せず、双方が婚姻の意思を持って、社会生活上、夫婦としての生活を送る関係をいいます。これに対する言葉として、婚姻届を提出して、法律上の婚姻関係を成立させる場合は「法律婚」と呼びます。

なお、「同棲」についての法律上の定義はありませんが、一般に、同棲は、二人の間に夫婦としての認識がなく、社会的にも（つまり、周囲が）二人を夫婦として扱っていないものであり、その共同生活が一時的である場合も多いと思われます。ちなみに、「内縁」は、事実婚と広い意味では同義と捉えられます。

### 2 「夫婦」という共同体の保護は大きく変わらな

民法は法律婚について夫婦間のルールを定めています。例えば、

- ・「同居・扶助義務」（民法第752条「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない」）
- ・「離婚時の財産分与」（民法第768条第1項「協議

上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる」）

これらの規定は、事実婚にも準用されます。

そして、関係を解消する際も、その原因が一方にある場合、他方は、慰謝料を請求することができます。

また、事実婚のカップルでも、一つの世帯を構成したり、健康保険の被扶養者になることができたり、遺族年金の受給が認められる場合もあります。このように、「夫婦」という共同体そのものの保護については、法律婚と大きく変わるところはないといえるでしょう。

### 3 事実婚と法律婚の違い

#### (1) 同姓か、別姓か

法律婚の場合、入籍時に夫婦の間で、どちらの姓を名乗るかを決める必要があります。これによって、氏が変わる配偶者は、種々の変更手続を行わなければなりませんし、キャリアの上でも、旧姓時代の実績に関して、姓の変更について説明したり証明書を提出しなければならぬなど、弊害も生じます。

事実婚の場合、婚姻届を提出しないため、夫婦は別姓のままとなります。



## 弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。  
2006年、小島法律事務所開設。

なお、内閣府の令和3年「家族の法制に関する世論

調査」の結果では、夫婦の名字の在り方に関する設問について、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」と答えた方の割合が27・0%、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい」と答えた方の割合が42・2%、「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」と答えた方の割合が28・9%となっており、夫婦別姓を認めていない我が国の制度が違憲であるとして、裁判も多数提起されていますが、現在のところ、最高裁判所は、夫婦同姓制度は憲法に違反していないとしつつ、夫婦の氏に関する制度の在り方は、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と判示しています。

### (2) 事実婚の夫婦の間に生まれた子ども

事実婚の夫婦の間に子どもが生まれた場合、子どもは自動的に母の戸籍に入り、母の姓を名乗ることになります。他方、父との法的な親子関係は当然には生じないので、戸籍の父親の欄は空欄となりますが、父が「認知」することにより、法的な父子関係を生じさせることができます。ただし、父が認知した場合でも、

親権者は母のみです。また、子どもが父の姓を名乗るには、家庭裁判所で、氏の変更の許可の手続をとる必要があります。

これに対し、法律婚の場合は、夫婦間の子どもは、父とも母とも法的な親子関係が認められ、父母は、親権を共同で持つこととなります。

### (3) 相続

法律婚の場合、配偶者の一方が亡くなれば、他方は法定相続人になります。

これに対し、事実婚の場合、パートナーが亡くなっても法定相続人にはなれません（他の相続人に財産が承継されることとなります。相続人がいない場合に「特別縁故者」として財産を取得できる場合があります）。そこで、遺言書の作成などの対策を検討することになります。

相続に関連するものとして、死亡生命保険の受取人に事実婚のパートナーを指定することは一般に認められていないようです（ただし、同居期間や戸籍上の配偶者の有無なども考慮され、契約の引き受けがなされなかったり、保険金額に上限が設けられるなど、保険会社により対応が異なります）。